平成２５年（フ）第１３号
福岡県柳川市三橋町下百町24番地４　第２マルヒビル202号、前住所福岡県柳川市三橋町高畑112番地７
破産者　常岡　睦子
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
福岡県大川市大字向島861－２　レオパレスＭＩＹＡＭＡＥⅡ101号室、住民票上の住所福岡県大川市大字向島2099番地２
破産者　坂田満寿美
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第６３号
北九州市八幡東区高見３丁目１番１―706号
破産者　横尾　宗彦
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０５号
北九州市八幡西区本城東１丁目５番７―402号
破産者　松股　俊幸
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１０６号
北九州市八幡西区本城東１丁目５番７―402号
破産者　松股　英子
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１３０号
北九州市戸畑区三六町11番17号
破産者　井上千鶴子
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５０号
北九州市門司区藤松１丁目３番８号
破産者　森本　美樹
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６２号
北九州市小倉南区北方１丁目14番２―110号
破産者　白神いつ子
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１８９号
北九州市八幡西区光貞台３丁目５番７号
破産者　三輪美由紀（旧姓福田）
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１９１号
北九州市小倉北区下富野４丁目８番１―203号
破産者　花田喜久子
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２００号
北九州市小倉南区北方２丁目31番39号　１号
破産者　岩本　正昭
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８号
佐賀県唐津市西城内３番13―204号　サーパス西城内１番館
破産者　末次　美季
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３０号
佐賀県唐津市神田826番地１　上神田県営住宅336号
破産者　石橋　玉恵
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第７号
大分県佐伯市蒲江大字蒲江浦1933番地
破産者　山野　幸代
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目25番３―404号
破産者　堀内由多可
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２号
鹿児島県志布志市有明町蓬原2248番地63、前住所鹿児島県志布志市有明町伊﨑田8808番地３　伊﨑田団地103号
破産者　中濵　孝男
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２３号
鹿児島県志布志市有明町原田1473番地２、前住所鹿児島県志布志市有明町原田248番地２
破産者　中濵あけみ
１　決定年月日　平成25年６月28日
２　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第２９号
千葉県野田市木間ケ瀬742番地76
再生債務者　伊藤　嘉之
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月15日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（再イ）第３４５号
東京都昭島市東町１―16―６
再生債務者　佐藤　敬典
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３５１号
東京都稲城市向陽台６―12　アルボの丘２―517
再生債務者　栗崎恵司郎
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第３５７号
東京都練馬区南田中４―29―９
再生債務者　清水　圭介
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月29日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１０号
神奈川県横須賀市馬堀海岸４丁目１番３―208号
再生債務者　三富　秀明
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月８日から平成25年８月15日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（再イ）第７号
静岡県富士市柚木363番地の11
再生債務者　渡邉　　薫
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年７月25日まで
４　一般異議申述期間　平成25年８月１日から平成25年８月12日まで
静岡地方裁判所富士支部破産係